

社会保障と税の一体改革及び地方消費税 関連資料

第177回国会における総理大臣施政方針演説（抄）

平成23年1月24日

制度が想定した社会経済状況が大きく変化した今、我が国は社会保障制度を根本的に改革する必要に直面しています。この認識に立ち、内閣と与党は、社会保障制度改革の五つの基本原則をまとめました。第一は、高齢者をしっかり守りながら若者世代への支援も強化する「全世代対応型」の保障です。第二は、子ども・子育て支援による「未来への投資」、第三は地方自治体による「支援型サービス給付」の重視です。第四として、制度や行政の縦割りを越え、サービスを受ける方の視点に立った包括的な支援を挙げました。そして第五が、次世代に負担を先送りしない安定的財源の確保です。公正で便利なサービスを提供するため、社会保障と税の共通番号制度の創設も必要です。これら五つの基本原則を具体化し、国民生活の安心を高める。そのためには、国民の皆様にも、ある程度の負担をお願いすることは避けられないと考えます。内閣は、今年六月までに社会保障改革の全体像とともに、必要な財源を確保するための消費税を含む税制抜本改革の基本方針を示します。国民の皆様にも十分に考えていただくため、検討段階から様々な形で議論の内容を発信していきます。

社会保障改革等に関する検討体制

平成23年2月時点

政府・与党

民主党

政府・与党社会保障改革検討本部

本部長：菅 内閣総理大臣
 本部長代理：枝 野内閣官房長官
 与謝野社会保障・税一体改革担当大臣

〔政府側構成員〕
 〔与党側構成員〕

片山総務大臣
 野田財務大臣
 細川厚生労働大臣
 海江田経済産業大臣
 与謝野内閣府特命担当大臣
 (経済財政政策・少子化対策)
 玄葉国家戦略担当大臣
 藤井内閣官房副長官
 福山内閣官房副長官
 細野内閣総理大臣補佐官
 峰崎内閣官房参与(事務局長)

仙谷代表代行
 岡田幹事長
 玄葉政調会長
 小沢社会保障と税の
 抜本改革調査会会長代理
 平田参議院幹事長
 藤村幹事長代理
 長妻筆頭副幹事長
 城島政調会長代理
 一川政調会長代理
 下地国民新党幹事長
 亀井国民新党政調会長
 田中新党日本代表

社会保障と税の抜本改革調査会

会長：仙谷 由人
 会長代理：小沢 鋭仁
 副会長：古川 元久 城島 光力
 石毛 鏡子 長浜 博行
 松崎 公昭 藤末 健三
 後藤 斎 高橋 千秋
 中塚 一宏 辻 泰弘
 西村 ちなみ 足立 信也
 泉 健太 谷 博之

事務局長：大串 博志
 事務局次長：初鹿 明博 武内 則男
 梅村 聡 仁木 博文
 山口 和之 山崎 摩耶
 吉田 統彦

総括副幹事長：津村 啓介
 担当政調会長補佐：勝又 恒一郎
 オブザーバー：峰崎 直樹

社会保障改革に関する有識者検討会

座長：宮本 太郎(北海道大学大学院法学研究科教授)
 副座長：駒村 康平(慶応義塾大学経済学部教授)
 井伊 雅子(一橋大学国際・公共政策大学院教授)
 土居 丈朗(慶応義塾大学経済学部教授)
 臨時構成員：大沢 真理(東京大学社会科学研究所教授)

社会保障改革に関する集中検討会議

議長：菅内閣総理大臣
 議長補佐：与謝野社会保障・税一体改革担当大臣
 政府・与党：枝野内閣官房長官、藤井内閣官房副長官、片山総務大臣、野田財務大臣、
 細川厚生労働大臣、玄葉国家戦略担当大臣、
 仙谷社会保障と税の抜本改革調査会会長、亀井国民新党政調会長
 各界有識者：(経済界) 成田 豊 電通最高顧問(安心社会実現会議座長)
 渡辺 捷昭 トヨタ自動車(株)代表取締役副会長
 (労働界) 古賀 伸明 日本労働組合総連合会会長
 (学界) 清家 篤 慶応義塾長
 宮本 太郎 北海道大学大学院法学研究科教授
 吉川 洋 東京大学大学院経済学研究科教授(社会保障国民会議座長)
 (有識者) 堀田 力 さわやか福祉財団理事長
 峰崎 直樹 内閣官房参与
 宮島 香澄 日本テレビ解説委員
 柳澤 伯夫 城西国際大学学長 他18名

「社会保障と税の一体改革」に関する最近の発言

① 平成23年2月8日(第177通常国会 - 衆議院 - 予算委員会)

○ 坂口力(公明) 与謝野大臣にお聞きしたいと思いますが、社会保障の財源をつくっていく、それは別に消費税に決まったわけではありません。他の税制、あるいはその他もろもろが入ってくるとは思いますが、今焦点になっておりますのは、消費税でございます。もし仮に消費税を上げるということになりましたときに、地方に対しては現在約4割くらいは地方にいつてますね。これは社会保障の為に上げるということであったとしても4割くらいは地方に渡すということなのではないでしょうか。もしも渡すということでありましたら、12兆円だとしたらだいたい5%くらいが消費税になるわけですよ。それがですね地方に渡す分も入れましたら8%にまでなるんです。そこはどうかということをお聞きしたい。

○ 与謝野経済財政担当大臣 これは今のところ地方にという考え方は誰もおっしゃらない。おそらく知事や市町村長はご不満におもうと思うんですけど、消費税を上げた場合には、国が使うのであろうとも、地方が使うのであろうとも、やはり社会保障に使うという、そのことがないとなかなか消費税はお願いできないんじゃないかと思っております。財務省に聞けば地方にはあまりやりたくないと言われてるだろうと思っております。

② 平成23年2月15日(閣議後記者会見抜粋)

(記者) やや関連してなのですけれども、社会保障と税の一体改革の議論に関して、地方側でとりわけ全国知事会が議論に参加させてほしいという見解を示しております。今後、集中検討会議の場に参加してもらったりとか、意見を聞くような場面というのは設けるお考えがあるかどうかをお聞かせください。

(与謝野経済財政担当大臣) 総務大臣が地方の立場を述べる機会がありますので、総務大臣とよく話し合っただけでございます。

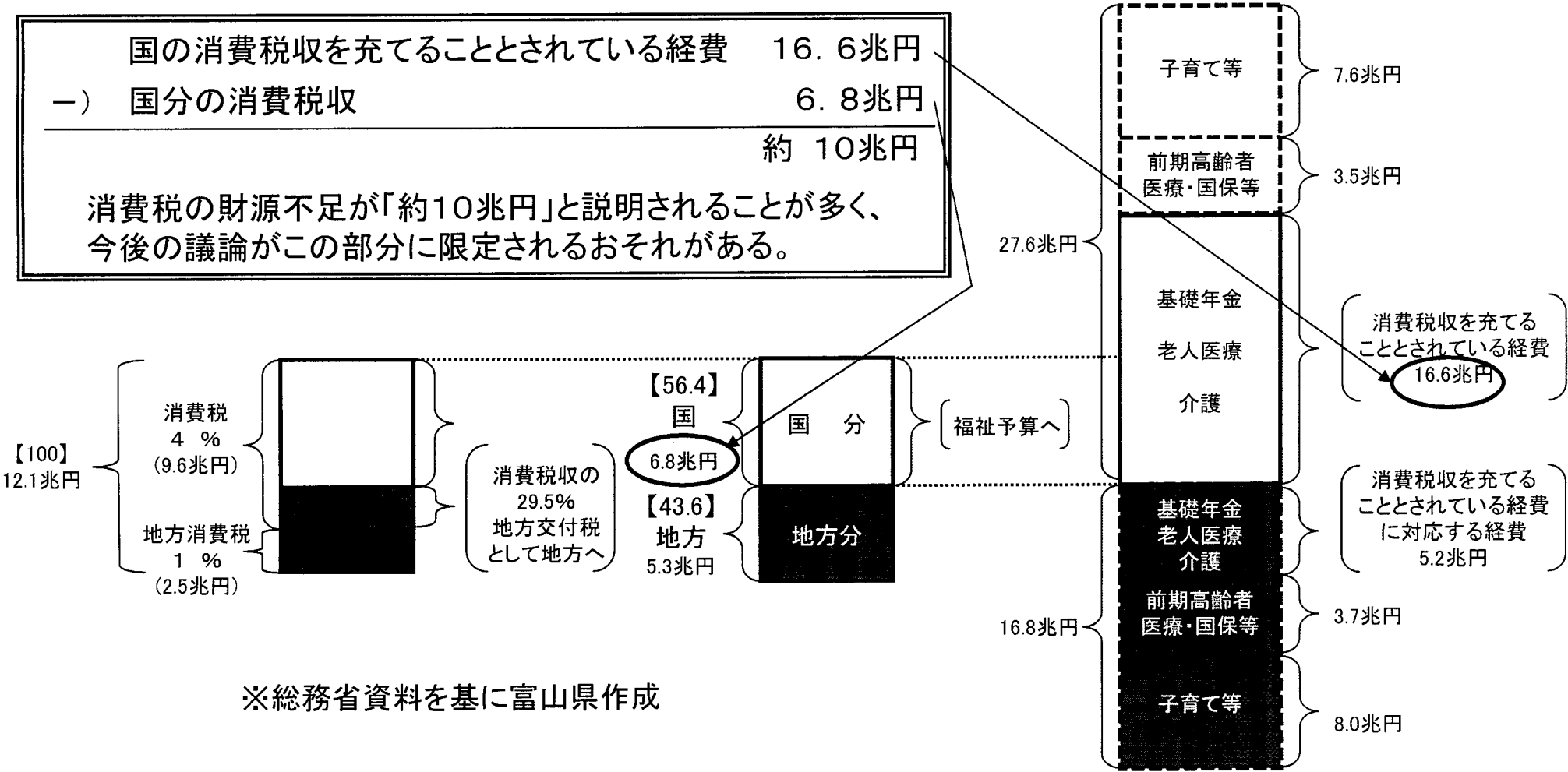
(記者) 暫くは各種団体とか、新聞社から意見を聞くことになっていると思うのですが、その後、例えば今仰ったような地方、総務大臣とか、そういった実質的な審議に入っていくのはいつ頃の予定というふうな今のところ会議ではスケジュールとしてお考えなのか教えてください。いつ頃まで各種団体の話を聞いて、その後どういふふうな段取りになっていくのか、今のところイメージされていることを教えてください。

(与謝野経済財政担当大臣) きちんとした段取りの紙はつくってあるのですが、手元がないので、正確にこの日は誰ということをおし上げられないのですが、これに関して意見を言いたい方、言うべき方、言ってほしい方というのは、財務大臣、総務大臣、厚労大臣、効率化を進める面では経済産業大臣、この4人からはぜひそれぞれの省の預かる仕事の面から、こういう考え方をすべきだということをおし上げていただきたいと思います。

消費税・地方消費税の使途

- 消費税（国税分）収入が充てられる経費（地方交付税を除く）の範囲（基礎年金、老人医療、介護）は、予算総則に規定されている。（平成11年度予算～）
- 地方消費税の収入は、社会保障や子育て支援、教育など、住民に基礎的なサービスを提供している地方団体の貴重な一般財源として活用されている。

国の消費税収を充てることとされている経費 16.6兆円 ー) 国分の消費税収 6.8兆円 <hr style="width: 50%; margin-left: 0;"/> 約 10兆円
消費税の財源不足が「約10兆円」と説明されることが多く、 今後の議論がこの部分に限定されるおそれがある。



※総務省資料を基に富山県作成

社会保障関係費の現状（平成22年度ベース）

（単位：兆円）

	国費を伴う事業		その他事業 c	地方 負担計 b+c	国：地方 比率
	国費 a	地方費 b			
年金	9.9	0.6	—	0.6	<パターン①> 現在、国の予算総則で消費税を 充てることとされている経費の割 合でみた場合
後期高齢者医療	4.6	2.3	0.0	2.3	
介護	2.1	2.2	0.02	2.3	
小計(パターン①)	16.6	5.1	0.02	5.2	国：地方 = 3 : 1 (76.1% : 23.9%)
前期高齢者医療・国保等	3.5	1.4	2.3	3.7	<パターン②> H21所得税法改正法附則で 国の消費税を充てることとして いる経費の割合でみた場合
子育て	2.2	1.6	2.1	3.7	
小計(パターン②)	22.3	8.1	4.5	12.6	国：地方 = 2 : 1 (63.9% : 36.1%)
障害者福祉等	5.4	2.0	2.3	4.3	<パターン③> 福祉を含む社会保障関係経費 全体の割合でみた場合
合計(パターン③)	27.6	10.1	6.7	16.8	

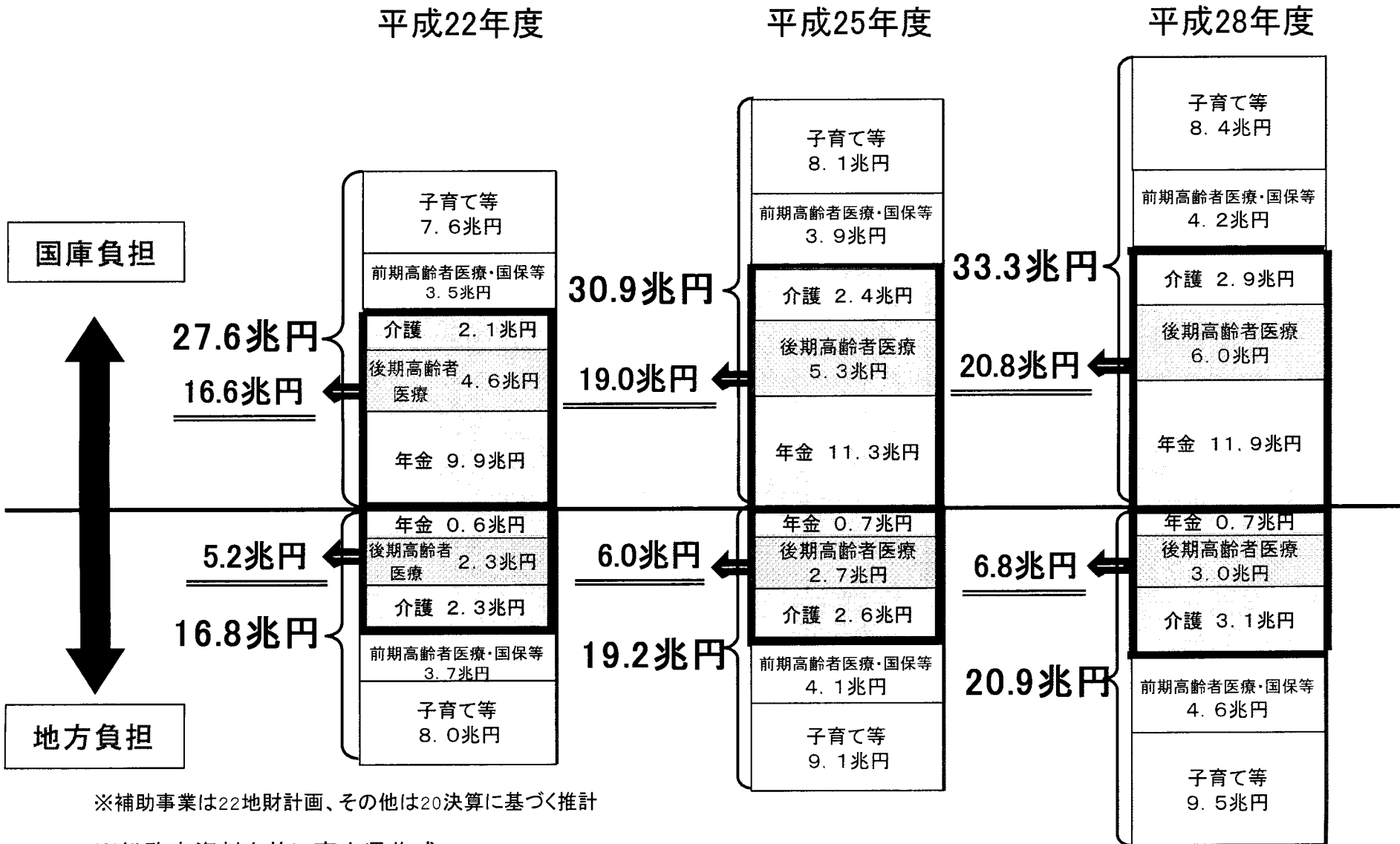
○平成22年度臨時財政対策債発行額 7.7兆円（平成22年度末残高 31.8兆円）

（注）国費及び地方負担額は総務省の資料による。

社会保障関係費に関する地方負担等の将来推計

【未定稿】

○ 社会保障費の毎年の自然増は、国費が約1兆円、地方費が約0.7兆円と、国・地方ともに大幅な増額が毎年度見込まれる。



片山総務大臣への申入れ（平成23年2月22日）

「社会保障と税の一体改革」に関する提案

国においては、社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案を明らかにするとともに、その必要財源を確保するための消費税を含む税制抜本改革について一体的に検討を進め、本年6月までに成案を得ることとし、去る2月5日に「社会保障改革に関する集中検討会議」を設置して集中的に検討をはじめたところである。

我が国の社会保障制度は、年金機構が給付の主体となっている年金分野を除き、サービスの運営主体は地方自治体である。すなわち、介護保険、国民健康保険及び後期高齢者医療の運営、公立病院の設置、保育所の運営、放課後児童クラブの設置、乳幼児医療費助成、妊産婦健診、障害者自立支援給付などのサービスは、国民に最も身近なところで地方自治体が担っており、政府の目指す「強い社会保障」は、国だけで実現できるものではない。

しかしながら、上記検討会議には地方から選出された構成員がおらず、今後、地方との意見交換も予定されていないなど、地方の社会保障制度とその財源の安定的確保について検討するという視点が欠けている。

については、是非とも次の事項を実現されたい。

- ① 「社会保障と税の一体改革」の検討にあたっては、全国知事会をはじめ、地方の参画のもとで、地方の意見や制度運営の実態を踏まえた議論を行うこと。
- ② 国の消費税収を充てるとされている基礎年金、老人医療、介護に限定することなく、子育て、医療、障害者福祉などの重要分野も含めて、国民が将来の不安を感じることもない持続可能な社会保障制度が構築されるよう、国、地方を通じた財源確保策を議論すること。

全国知事会 地方税制小委員長

富山県知事 石井 隆一

地方消費税の充実について

◎所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)附則第104条(抜粋)

麻生内閣

3 第一項の措置(注:消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成23年度までに講ずることとされた必要な法制上の措置)は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。

七 地方税制については、地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進めること。

○平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)(抜粋)

鳩山内閣

9. 地域主権の確立に向けた地方税財源のあり方

(1) 国と地方の税源配分のあり方の見直し

地域主権改革を推進し、国の役割を限定して、地方に大幅に事務事業の権限を移譲します。国と地方の役割分担を踏まえるとともに、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から国・地方間の税財源の配分のあり方を見直します。

社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築します。

○平成23年度税制改正大綱(平成22年12月16日閣議決定)(抜粋)

菅内閣

9. 地域主権改革と地方税制

(1) 地方税の充実

地方税は、住民自治を支える根幹であり、地域主権改革を進めていく観点から、地方税を充実することが重要です。

また、少子高齢化が進み、社会保障制度を支えている地方自治体の役割がますます増大する中で、社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築します。

消費税法の規定上、使途の特定はされていない。

現行消費税は普通税であって、目的税ではない。

しかし、平成11年度予算以降、
消費税(国税分)収入が充てられる経費(地方交付税を除く)の範囲
(基礎年金、老人医療、介護)は、予算総則に規定されている。

※平成22年度一般会計予算 予算総則より抜粋
(消費税の収入が充てられる経費の範囲)

第17条 消費税の収入が充てられる経費(地方交付税交付金を除く。)の範囲は、次に掲げるとおりとする。(以下、所管及び組織ごとに、基礎年金、老人医療、介護に係る項を表により列挙。)

◎所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)附則第104条(抜粋)

3 第一項の措置(注:消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成23年度までに講ずることとされた必要な法制上の措置)は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。

三 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に、消費税の税率を検討すること。(以下略)